

平成 26 年度

高知県雇用対策協定に 基づく事業計画



高知県・高知労働局



平成 26 年度 高知県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

- 1 女性の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 2 地域の創意工夫を活かした雇用促進・・・・・・・・ 2～4
- 3 若年者に対する就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6
- 4 U・I ターン（移住）就職の促進・・・・・・・・ 7～8
- 5 障害者・生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・ 8～10
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 女性の活躍促進

【目標】 ①高知家の女性しごと応援室延べ相談件数	430 件
②ハローワーク高知マザーズコーナー重点支援対象者就職率	87.0%以上
③高知県次世代育成支援認証企業数	120 社

子育て女性等に対する就職支援や、男女雇用機会均等法等の周知等により女性の積極的な社会参加を支援する。

- 「高知家の女性しごと応援室」と、ハローワークとの連携による就職支援
- 出産を機に退職した女性の再就職支援
- 「高知県次世代育成支援企業認証制度」及び「くるみん認定制度」のPRによる取り組みの促進

（県が実施する業務）

- ① 就職・再就職や起業など、働くことを希望する女性をサポートするため、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に「高知家の女性しごと応援室」を設置する。（土曜日、日曜日を含む週4日開所）

〔主な内容〕

- ア) キャリアコンサルティング（予約制）
 - イ) 求人情報、スキルアップのための研修情報、子育て支援情報など女性が働くために必要な情報の一元的な提供
 - ウ) 県内企業訪問による求人開拓
 - エ) 企業ニーズと求職者のギャップを埋めるような研修の企画
 - オ) 潜在的な求職者の掘り起こし
- ② 出産を機に退職した女性を正規雇用した企業等に対して補助金を支給し、女性の再就職に積極的に取り組む企業を支援する。
 - ③ 仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援する。また、次世代認定マーク「くるみん」制度のPRをするため、高知労働局のホームページにリンクする。

(労働局が実施する業務)

- ① 「高知家の女性しごと応援室(以下、「応援室」という。)」に求人や職業訓練に関する情報を提供するとともに、応援室から誘導された求職者に対し、職業相談・職業紹介などを行う。また、応援室の周知に協力するとともに、応援室の相談・支援を希望する者を取次ぎ誘導する。
- ② ハローワーク高知マザーズコーナーで、子供連れで来所しやすい環境で保育関連サービス情報の提供を行い、早期就職を支援する。また、マザーズコーナー利用者等を対象に、就職準備に資する就職支援セミナーを定期的に開催する。
- ③ 出産による離職者の正規雇用を支援する県の助成制度(出産後の女性再就職促進事業)について、リーフレットの配置等周知に協力する。
- ④ 高知労働局のホームページのくるみん認定制度紹介箇所に、「高知県次世代育成支援企業認証制度」をリンクする。
- ⑤ 事業場訪問調査等会社訪問時にくるみん認定制度を紹介する際に、「高知県次世代育成支援企業認証制度」を紹介する。
- ⑥ 一般事業主行動計画策定届数及び認定企業数を定期的に県に情報提供する。

2 地域の創意工夫を活かした雇用促進

【目標】 高知県福祉人材センターのマッチング率の向上

前年度(14.5%)以上

県が進める「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」により、地域において、若者が誇りと志を持って働き、活躍の出来る有為な人材を育成・確保する。

○産業振興計画など県の産業施策とも連携した就業支援の実施

○看護・介護・福祉分野の人材確保対策の推進

(県が実施する業務)

- ① 産業振興計画(成長戦略・地域アクションプラン)の推進により雇用の場の拡大を図る。
- ② 農業、林業、水産業、商工業、観光分野において、産業人材の育成・確保に取り組む。
- ③ 「ものづくりの地産地消」を推進し、さらに外商につなげるとともに、防災関連産業等の新たな産業振興を図ることを通じて、雇用の創造に取り組む。
- ④ 高知県福祉人材センターと高知県福祉研修センターの連携強化を図ることにより、相談から就職、その後の離職防止まで切れ目のない支援に取り組む。

[主な内容]

- ア)高知県福祉人材センターにおいて、求人開拓や職場への定着支援に取り組む。
 - イ)高知県福祉人材センターの相談窓口をハローワーク高知に定期的に設置する。
 - ウ)ハローワークの求人情報端末を高知県福祉人材センターに新たに設置し、利用者の利便性の向上を通じた雇用の促進を図る。
 - エ)高知県福祉研修センターにおいて、新規就労・復職支援につながる研修の充実を図る。
- ⑤ 保育士等を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職等を支援する保育士再就職支援コーディネーターを高知県福祉人材センターに配置し、求職者と雇用者双方のマッチングを行うとともに、再就職等を支援するための研修を行う。
 - ⑥ 看護師の就業に関する相談や情報提供を行うため、高知県看護協会の相談窓口をハローワーク高知に定期的に設置する。

(労働局が実施する業務)

- ① 成長分野等、新産業の創出により雇用創出に取り組む企業に対し、助成制度の周知・活用による支援や求人開拓を実施し、地域の雇用創出を支援する。
- ② 県の農業担い手育成・確保対策等について、ハローワーク窓口での情報提供及び関係機関への取り次ぎを行う。
- ③ 県との一体的実施事業による農林漁業就職相談会を関係機関と共催し、農林漁業への就業を支援する。
- ④ 介護・福祉分野の就職面接会を県との共催により開催する。
- ⑤ 福祉・介護関係機関で構成する「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を労働局と県が事務局として開催し、介護・福祉分野の人材確保について検討協議を行い、情報共有と必要な取組を実施する。
- ⑥ ハローワークの求人情報のオンライン提供(9月開始)を活用した、自治体の取り組む雇用対策の促進を図る。

3 若年者に対する就労支援

【目標】①県内就職を希望する高校生の県内就職内定率

前年度(93.9%)以上

②高校卒業後1年目の離職率を全国水準以下にする

③ジョブカフェうちの就職件数 1,150人

④ハローワーク高知若者相談コーナー就職率 28.1%以上

「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、「ジョブカフェうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」において若年者に対する支援を一体的に実施する。

就職希望者の相談援助、関係機関との連携による求人の確保。

社会人としての基礎能力を身につけ就職に繋げる。

- 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づく、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」が行う若年者支援の一体的実施
- 高校新卒者の採用枠拡大のための連携、高校生・大学生のニーズを踏まえた求人開拓、就職面接会等の開催
- 学卒未就職者（3年以内）、ニート、引きこもりや非行少年等への就労支援

（県が実施する業務）

- ① 「ジョブカフェこうち」において、新規登録する利用者を、「ハローワーク高知若者相談コーナー」へ取次ぎ誘導する。
- ② 「ジョブカフェこうち」で把握した求人情報を「ハローワーク高知若者相談コーナー」等に提供する。
- ③ 「ジョブカフェこうち」で、若者を対象とした「しごと体験講習」、各種セミナー等を実施する。
- ④ 高校への就職アドバイザーの配置及び学校と労働局の学卒ジョブサポーターとの連携による就職支援
- ⑤ 採用枠拡大要請のため、労働局と連携して県内主要経済団体を訪問し、県内求人の確保に努める。
- ⑥ 地域若者サポートステーションによる学校教育から切れ目のない就職等に向けた支援。
- ⑦ 社会的自立に困難を抱える若者の社会性を育成し、社会的自立を促進するうえで必要な「ソーシャルスキル」に関する段階的かつ教育的なトレーニングを多様な支援機関で実施するためのソーシャルスキルトレーニングプログラムと指導者用指導書を開発し、社会的自立に向けた支援を行う。
- ⑧ 無職の非行少年の就労を支援するため、非行少年を受け入れてくれる見守り雇用主の事業所において「しごと体験講習」を実施し就職へとつなげる。

(労働局が実施する業務)

- ① 「ハローワーク高知若者相談コーナー」で若年求職者の相談支援を行う。
また、新規登録者等に「ジョブカフェこうち」の支援内容の周知や利用勧奨を図るとともに、取次ぎ誘導を行う。
- ② 「ジョブカフェこうち」から提供された求人情報を基に、ハローワークの求人開拓を行う。
- ③ トライアル雇用制度等、国の支援制度の周知・活用により若年者等の正規雇用化を支援するとともに、県の「しごと体験講習」、「ジョブカフェこうち」が実施する就職支援セミナー等の周知、活用勧奨に協力する。
- ④ 知事・教育長・労働局長の3者連名による県内主要経済団体への高校新卒者の採用枠拡大と早期求人提出を要請する。
- ⑤ 学卒ジョブサポーターの担当者制による個別支援と、ニーズを踏まえた求人開拓、求人情報の提供等による応募機会の拡大を図る。
- ⑥ 県等関係機関との連携・協力による新規学卒者就職面接会を開催する。
- ⑦ ニート等の若者の職業的自立に向け、地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」という。)のパンフレットを活用しながら周知を行い、必要に応じサポステへ誘導するとともに、連携のうえ職業相談・職業紹介を実施する。
- ⑧ 無職非行少年の就労支援に向けた仕組みを関係機関と連携して構築し、「見守り雇用主」からの求人を受理し、支援対象者の状況に応じた職業相談・職業紹介を実施する。

4 U・Iターン(移住)就職の促進

高知県と高知労働局が一体的に実施するU・Iターン就職者対策や県が進める移住促進により、地域や経済の活性化につなげる。

- 「ハローワークジョブセンターはりまや」と県のU・Iターン相談コーナーが行うU・Iターン支援の一体的実施
- 県外大学等に進学した学生の県内就職の促進
- 都市部のキャリア豊富な人財のU・Iターン促進

(県が実施する業務)

- ① 高知県U・Iターン無料職業紹介所の運営
- ② 「高知県U・Iターン相談コーナー」へ誘導された方に対し、相談に応じるとともに支援制度等の説明や求人情報の提供を行う。
- ③ 県内出身の県外大学生への県内企業の紹介や求人情報の提供及び県内インターンシップ窓口の周知
- ④ 県外大学保護者会における県内就職情報の提供
- ⑤ 大学との就職支援協定の実行と検証
- ⑥ 高知県が都市部で開催する「起業・就業支援研修事業」または、県と協定を締結したマッチング事業者を通じて、転職・出向を希望する者を受け入れる事業者を支援することにより都市部から県内への人財移動(移住)を促進する。
- ⑦ 労働局をはじめ、市町村や民間事業者の方々との連携強化を図り、移住希望者等に対して、仕事などの情報提供や各種相談へのきめ細やかな対応などを行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、高知県U・Iターン就職相談会を県の協力の下、開催する。また、開催地が県外の場合は、開催地近隣の労働局にポスター・チラシ及び高知県内求人情報等を送付し、周知についての協力依頼を行う。また、高知会場での就職相談会では、労働局も相談に対応する。
- ② 一体的実施施設の「ハローワークジョブセンターはりまや」に、U・Iターンに係る相談や問い合わせがあれば、併設している県の「U・Iターン相談コーナー」へ取り次ぎ誘導するとともに、県が作成したチラシを配布する。
- ③ 国と県の一体的実施事業による高知県U・Iターン就職相談会(大都市圏及び高知市)の開催に合わせ、県外大学生を対象にUターン就職相談会を開催する。
- ④ 新規大卒者等就職フェア(8月開催予定)について、積極的な広報により県内外の学生等の参加を広く呼び掛け、応募機会の拡大に努める。
- ⑤ 県の「人財誘致促進事業」の円滑な実施が図られるよう、必要に応じ県やU・Iターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。また、労働移動支援助成金等の事業主向け支援制度の活用による再就職を支援する。
- ⑥ 国の地方就職支援コーナーを設置するハローワーク(ハローワーク品川・ハローワークプラザ難波)に県内求人情報及び労働市場情報等を定期的に提供し、高知県へのU・Iターン就職希望者に対する支援を行う。

5 障害者・生活困窮者等の就労支援

○県と労働局が連携したチームによる障害者への就労支援

障害者雇用の理解を深めていただき、障害者の就労促進を図る。

(県が実施する業務)

障害者の態様に応じた職業訓練を実施するとともに、雇用率未達成企業も含めた事業所等に対して雇用促進につながる各種の支援制度の普及に向けたPRをハローワークと連携・協力して行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 各ハローワークにおいて、障害の状況、適性、志望職種等に応じた就職支援を行うとともに、県及び地域の障害者就労支援機関と連携し、一般雇用に向けた支援を実施する。
- ② 求人開拓時や雇用率未達成企業に対する達成指導時等において、障害者委託訓練等の各種援助制度を周知し、積極的な活用を勧奨する。
- ③ 障害者の雇用義務がある企業の情報を県に提供する。

〇ひとり親や生活保護受給者等、生活困窮者の就労による自立支援

ワンストップ型の就労支援体制の構築等により生活困窮者の就労による自立を促進する。

(県が実施する業務)

- ① 支援対象者の労働局(ハローワーク)への取次ぎ誘導に努めるとともに、支援状況等についての情報共有を図り、対応についての検討協議を行う。
- ② 自立支援センターに相談に来られたひとり親等の個々の自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワークと連携し、プログラムに沿った支援を行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 福祉保健所等から取り次ぎ誘導を受けた生活困窮者等の支援対象者について、就職支援ナビゲーターを中心とした就労支援を実施する。
- ② 生活困窮者自立促進モデル事業に基づき高知県が設置する自立相談支援窓口とハローワークが連携を図り、生活困窮者等の自立支援を促進する。

○中高年齢者対策の実施

中高年齢者の雇用確保、就職支援を一体的に実施する。

(県が実施する業務)

- ① 一体的実施事業として「企業体験講習」を労働局と連携して実施する。
- ② 希望者全員の雇用確保を図る「高年齢者雇用安定法」のPRを行う。
- ③ 高年齢者の就業機会の確保・提供を行うシルバー人材センターの指導等に対する支援

(労働局が実施する業務)

- ① 一体的実施事業として「企業体験講習」を実施するとともに、講習修了者の職業相談、職業紹介を実施する。
- ② 「ハローワークジョブセンターはりまや」においてキャリアコンサルティングの実施、各種セミナーの周知等を行う。

6 その他

- 県内に大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携して迅速に対応
 - ・地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

- 県内立地企業の人材確保を共同で推進
 - ・県内立地企業の人材確保や誘致予定企業について、必要な情報を県と労働局双方が共有し人材確保を図る。

- 職業訓練による職業能力向上及び就労支援
 - ・求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を共有し、地域訓練協議会及びワーキングチーム会議において、公共職業訓練の訓練分野や実施時期を調整のうえ、人材ニーズ等を踏まえた訓練計画を立てるとともに訓練修了前からの職業相談等により、訓練修了後の早期就職を支援する。

- 県・労働局・産業支援団体等7者の連携による求人拡大
 - ・県及び産業支援団体、労働局との「求人の拡大に関する協定」に基づき情報提供のあった求人情報を基に、訪問や電話等によりハローワークの求人の提出増加を図る。

- 県と労働局それぞれの事業主向け支援施策を共同でPR

- 県の雇用施策の推進に資する基本データを労働局が提供
 - ・一般職業紹介状況や雇用保険等、雇用に関するデータ等を定期的に提供するとともに随時の要請にも対応する。

- ハローワークの求人情報のオンライン提供（9月開始）を活用した就職促進
 - ・ハローワークの求人情報を活用した、自治体の取り組む雇用対策の促進を図る。

- 就労環境改善の取り組み支援
 - ・短時間正社員制度等の育児・介護に配慮した多様な勤務形態の導入やパート従業員等の正規化、キャリアアップなど、それぞれの施策の連携を図り効果的に推進する。
 - ・職場のトラブル（個別労働紛争）の解決に向けたサポートを行う。